

## 社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和2年度第2回評議員会 議事録

招集通知年月日	令和2年10月2日(金)
開催日時	令和2年11月26日(木) 10時00分～10時20分
開催場所	都市総合社会福祉センター2階研修室
出席した評議員	評議員17名(評議員定数7名以上20名以内) 岡田一正、萬徳雄一郎、坂元京子、前田洋美、堀川渉、松永廣生、 湊上澄雄、石井澄子、清永治彦、吉村洋子、新穂美代子、新内友靖、 高妻剛士、木脇義紹、前原修、川村うた子、田爪邦士
欠席した評議員	評議員3名 馬籠英男、間世田昇、川本翰治
説明のため出席した役員	理事2名 会長 島津久友、常務理事 杉元智子
説明のため出席した職員	事務局11名 中村健児、大田勝信、児玉誠、櫻田賢治、田村真一郎、上野誠、 又木勝人、黒原清美、星村太一、鷺崎さとみ、永田晃作
招集者出席の有無	会長 島津久友 出席
議事の結果	

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、評議員の過半数の出席による会議の成立を確認。次に定款に基づき、新穂美代子評議員を議長に選任し、議長は、湊上澄雄評議員、川村うた子評議員を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

議案第5号	社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について	可決
議案第6号	諸規程の改正について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員等選出規程の一部を改正する規程の制定について(別紙1) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について(別紙2) ・社会福祉法人都市社会福祉協議会育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定について(別紙3)⇒取り下げ ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について(別紙4)	可決
議案第7号	令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第6号)について	可決

終了時刻 10時20分

### 議事の経過

新穂美代子議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、事務局より説明をお願いし

ます。」

事務局中村健児「それでは、議案第5号についてご説明を申し上げます。議案書1ページをご覧ください。議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会の定款を変更することについて、定款第12条第1項第7号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。今回の定款の一部改正は、次の議案で詳細を説明申し上げる当協議会の評議員及び理事の選出区分並びに定数の変更に係るものです。議案書2ページの比較表のとおり、評議員定数は、現行の7名以上20名以内を7名以上24名以内に変更します。理事定数は、現行の6名以上10名以内を6名以上12名以内に変更するものです。それぞれの定数枠の増員は、評議員会、理事会それぞれの活性化を視野に幅広い人材の参画を睨んだものとなります。」

議長「ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。」

議長「ご質問はございませんか。それでは、質問がないようですので採決を行います。議案第5号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の一部を改正する定款の制定について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第6号諸規程の改正について審議を行います。本議案につきましては、社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員等選出規程の一部を改正する規程の制定について、事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について、育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定について、給与規程の一部を改正する規程の制定についてですが、それぞれ事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第6号についてご説明を申し上げます。議案書3ページからになります。議案第6号諸規程を改正することについて、定款第12条第1項第12号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。まず、議案書4ページ、社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員等選出規程の一部を改正する規程の制定については、議案第5号で議決いただいた定款の一部改正に係る規程の改正です。政府が掲げる地域共生社会の実現に向け、令和3年4月1日に施行される社会福祉法などの一括改正法では、福祉の枠を超えた多様な関係者の連携や協働を求め、市町村の包括的な相談支援体制の強化、制度の狭間で孤立し社会との繋がりを喪失している人々への支援、頻発する災害への対応などが重視されています。そこで、当協議会が地域福祉を推進する中核団体としての役割を果たし、改正法が掲げる目標達成に寄与していく組織体制とするため、当協議会の評議員・理事の定数等に関する事項について理事2名、評議員2名、行政代表1名、学識経験者1名の計6名で構成される理事・評議員定数等検討委員会が会長より諮問を受け、検討を行った結果になります。当該委員会の委員は令和2年7月16日に委嘱を受け、9月17日に会長へ答申を行っております。評議員の選出基準については、新たに9つの選出区分を追加し、理事の選出区分については3つの選出区分を追加しています。この中で今まで評議員の選出区分にあった共同募金委員会代表は理事会の選出区分としています。続いて、議案書6ページ、社会福祉法人都市社会福祉協議会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定については、当協議会が実施しているたすけあい資金の貸付に関する決裁者が現行では事務局長となっておりますが、資金の運用に関しては臨機性、迅速性が求め

られますので、現状に即して担当課長又はサテライト統括マネージャーによる決裁に修正するものです。議案書7ページ、社会福祉法人都城市社会福祉協議会育児・介護休業規程の一部を改正する規程の制定については、令和3年1月1日施行の改正育児・介護休業法に基づいた条文に修正するものとして提案予定でしたが、条文解釈を誤っていましたので取り下げさせていただきます。取下げの理由ですが、子の看護休暇等について今回の改正は、従前の1日単位もしくは半日単位に加え時間単位の取得を認めるものとなっています。改正条文では始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができるようになっており、法改正に準じた条文に改正しようとするものでした。ところが、改正条文は時間単位の取得は認めているものの、あくまでも始業時から数時間もしくは終業時間に係る数時間の取得に限っており、勤務時間内の中抜けが認められていません。当協議会の規程では、時間単位で取得することができるようになっており、中抜けであっても問題なく取得できる条文となっています。従いまして、改正条文に変更してしまうと中抜けで取得できなくなり不利益変更となってしまいますので、規程改正は行わず現行のままとします。議案書8ページ、社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定については、人事院勧告に基づき正規職員の冬季期末手当を0.05か月減額し1.3か月から1.25か月とするものです。年間で0.05か月分の減額ということで、令和3年4月1日からは6月期末手当で0.025か月、12月期末手当で同じく0.025か月減額することになるので、第19条第2項の支給率が6月で100分の127.5、12月も同じく100分の127.5になります。」

議長「ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。」

議長「ご質問はございませんか。それでは、質問がないようですので採決を行います。議案第6号諸規程の改正について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第6号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは続きまして、議案第7号令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案第7号についてご説明を申し上げます。議案書9ページからになります。令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について、定款第12条第1項第4号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものでございます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。説明が終わりましたので質疑を行いたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。」

議長「ご質問はございませんか。それでは、質問がないようですので採決を行います。議案第7号令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第6号）について、原案のとおり承認することにご異議はございませんでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「ありがとうございます。異議なしと認めます。従いまして、議案第7号は原案のとおり

り可決されました。」

議長「以上で予定されていた議事は終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「ないようですので、これで協議については終了とし、私議長の役目は退任させていただきます。皆様のご協力でスムーズな進行が出来たことを心より感謝申し上げます。ありがとうございました。」

事務局大田勝信「それでは以上をもちまして令和2年度第2回評議員会を閉会したいと思います。皆様ご協力をありがとうございました。」

---

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長および議事録署名人は議事録に記名押印する。

令和2年 12月 日

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印